

第3次南アルプス市地域福祉計画（案）に対するパブリックコメント実施結果

パブリックコメントを実施した第3次南アルプス市地域福祉計画（案）につきまして、貴重なご意見をいただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方を以下のとおり公表します。

- 1 意見募集期間 平成27年2月12日（木）～平成27年3月13日（金）
- 2 意見等提出件数 7件
- 3 問い合わせ先 南アルプス市役所 福祉総合相談課 電話282-7223
- 4 ご意見の概要と市の考え方

No.	お寄せいただいた意見等の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>10ページ（第2章4）の事例は何を言いたいのか。このような家庭を一般市民が支援しろというのか。公的制度の利用は排除につながるというのか。この事例の削除を求める。</p>	<p>地域福祉計画は、高齢・障害・子どもなど個別の制度で区切る以前の基本的な計画として、市民の暮らしのしあわせをとりまく自助・共助・公助のあり方とその進め方を示すものです。当該事例は、今回整理した4つの課題を、実態に照らしてお伝えするために挿入しました。</p> <p>このような家庭への関わりは、公的な制度や専門機関の支援のあり方も含めて、自助・共助・公助のそれぞれの視点から問い直す必要があると考え、各施策の立案につながりました。</p> <p>市民の皆さんの直接的な関わりを一概に求めるものではありませんが、ご意見を踏まえ、課題の問いかけについて再考し、次のとおり表記を修正しました。</p> <p>【縁（ゆかり）】 (旧) この家庭に、周囲はもっと早く気づけなかったのでしょうか？ ↓ (新) 相談できず周囲からは孤立する家庭。あなたも見かけませんか？</p> <p>【学（まなび）】 (旧) 困った時はお互い様ではなく「関わらないほうが良い」のでしょうか？ ↓ (新) 困った時は「自分たちの責任だから仕方ない」のでしょうか？</p>

2	<p>生活保護世帯の増加の中心は「高齢者世帯」であるが、7ページ（第2章2）でこれに触れず「その他世帯」に言及する理由は何か。貧困の連鎖をどう捉えているのか。</p>	<p>「高齢者世帯」の生活保護受給も増えていますが、「その他世帯」の増加は、稼働年齢にある人たちが日常生活、社会生活に困窮する今日の状況を表す特徴的な指標の一つと捉え、あえて本文で触れました。ご意見を踏まえ、当該部分の表記を修正し、説明を補足しました。</p> <p>（旧）世帯類型別では、稼働年齢と考えられる「その他の世帯」の増加が目立っています。</p> <p>↓</p> <p>（新）世帯類型別では「高齢者世帯」が多数を占める一方、稼働年齢と考えられる「その他の世帯」の増加も目立ち、貧困が現役世代にも広がりつつあります。</p> <p>なお、貧困世帯の実像としては、生活保護受給世帯に限るものではありません。不安定な雇用のもとにある若年層を含め、本市においても現に生活に困窮する人からの相談が後を絶たない状況です。こうした人たちを対象とする生活困窮者自立支援法が、平成27年4月に施行されます。これを受け、計画には当該制度に対応する相談支援体制や働けるまちづくりなどの施策を盛り込みました。</p>
3	<p>本市は障害者福祉サービスの市民への浸透度や、精神疾患発症比率が高いのか。メンタルヘルス対策にどう取り組むのか。</p>	<p>障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの本市における利用者は、平成26年12月末時点で552人となっています。同規模の県内他市（甲斐市439人、笛吹市377人）と比べ、多くの方が利用されています。</p> <p>精神疾患発症比率については把握していませんが、自殺予防対策として、医療機関や保健所等との連携による普及啓発や支援者の人材育成、庁内の連携体制構築等に取り組んできました。今後も地域福祉計画、健康かがやきプランの重要な施策と位置づけて推進してまいります。</p>
4	<p>貧困の連鎖に関連する指標としてひとり親世帯数と、児童・生徒数に対する就学援助に関する数値を明記することを提案する。</p>	<p>ひとり親世帯数は、6ページの表に記載しております。ご提案いただきました就学援助等についても、関連する指標として意義あるものと考え、各年度の児童・生徒数と件数を同表に追加しました。</p>

5	<p>不登校児童・生徒について、引きこもりの長期化を予防するため、義務教育終了後、保健師による定期的な家庭訪問を提案する。</p>	<p>平成24年4月に福祉総合相談課を設置して以降、不登校や引きこもりに関する相談も、市の福祉の窓口寄せられています。相談を受けての対応となるものの、保健師等による家庭への訪問や学校・医療機関と連携した支援を行っています。他方、専門職の訪問を続けても、その後の社会生活の回復の受け皿まで確保できていない状況があります。今後、ご提案いただきました訪問活動を充実させるとともに、ご本人がもつ力を活かして就労や活躍のできる地域の受け皿づくりを推進してまいります。</p>
6	<p>福祉教育に関して「やまなし障害者プラン2015」に記載された「福祉読本」の所在を県へ問い合わせたところ「最近使われていない。内容も確認できない」とのこと。第4章3の施策「福祉教育」に期待が大きくなる。</p>	<p>今回の計画では、福祉教育について、紙の上での学びでなく体験や活動を重視した実践的なプログラムの開発を目指しています。また、それを実践することがより重要と考え、実践を支える「チームと人づくり」を掲げています。ご意見を踏まえ、本市の取り組みの着実な推進を図ります。</p>
7	<p>障害が重ければ重いほど、ご近所からのお節介は難しい。この計画は市民主体の福祉に集中し、市内の医療機関・施設の位置づけを除外している。福祉サービスの具体的な内容はどこに示されるのか。</p>	<p>地域福祉計画は、高齢・障害・子どもなど個別の制度で区切る以前の基本的な計画として、市民の暮らしのしあわせをとりまく自助・共助・公助のあり方とその進め方を示すものです。高齢者、障害者の具体的な福祉サービスの見込量やその提供体制の確保に関する内容は、各分野の計画に定めます。他方、それらの福祉サービスを担う機関や専門職のあり方として「支援者が支援のあるべき姿を実践できる地域づくり」など現状を問い直す施策を盛り込みました。これは、市民主体の取り組みを求めるだけでなく、まず専門職や行政が変わらなければならないという趣旨を込めたものです。ご意見を受け止め、その趣旨を重んじる計画の推進を図ります。</p>